

◎ 佐世保市事業者一時支援金 F A Q

1. 総論

No.	質問	回答															
1-1	佐世保市事業者一時支援金とはどのようなものか。	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、事業継続を支援するために給付するものです。															
1-2	中小事業者とはどんな事業者か。	<p>中小企業基本法に基づく下記表のうち、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時雇用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数															
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下															
②卸売業	1億円以下	100人以下															
③サービス業	5,000万円以下	100人以下															
④小売業	5,000万円以下	50人以下															
1-3	どのような場合にこの支援金を申請できるのか。	申請要領P1「イ.申請要件」を参照下さい。															
1-4	どんな業種が対象となるのか。	業種問わず、幅広い業種が対象となります。															
1-5	支援金を支給できない事業者とはどのようなか。	<p>原則として、要件に合致していれば業種を問わず対象となります。但し、国に準じ以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第一に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体 ・上記のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐世保市長が判断する者 															
1-6	なぜ事業復活支援金の対象者は該当しないのか。	本支援金は、「2022年1～3月のうちいずれかの月の売上高が減少しているが、国の事業復活支援金の対象要件から外れる事業者」を支給対象とした、国の支援制度を補完する制度です。															
1-7	申請には、どういった書類が必要か。	「申請書類チェックシート」を参照ください。また申請要領P2も参照ください。															
1-8	この支援金の申請期間はいつか。	令和4年4月1日（金）から令和4年5月31日（火）消印有効です。															
1-9	どこに申請すればいいのか。また、申請書類はどこで入手できるのか。	申請先及び申請方法は申請要領P2「申請方法」、申請書類の入手については申請要領P2「給付金の申請に必要な書類の入手方法」を参照ください。															
1-10	要領に「法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は住民票上の住所が佐世保市内にあること」と記載があるが、いつ時点で判断するのか。	2022年1月19日時点（外出自粛要請の前日）時点での所在地・住所で判断します。															
1-11	複数の店舗がある場合、店舗の数だけ申請できるか。店舗ごとの申請ではないのか。	本支援金は事業者単位で申請いただき、1事業者あたり1回の申請となります。															
1-12	月間事業収入とは、影響を受けた店舗のみの収入でよいのか。	対象店舗の事業収入ではなく、事業者の事業全体の収入を指します。															

No.	質問	回答
1-13	申請額はどのように計算するのか。	例えば、基準月の期間を2021年1月～3月とする場合 ①2021年1月の月間事業収入－2022年1月の月間事業収入 ②2021年2月の月間事業収入－2022年2月の月間事業収入 ③2021年3月の月間事業収入－2022年3月の月間事業収入 のうち2か月分の合計が、申請額となります。 ただし、減少率が20%未満または30%以上の月は0円とします。また申請額の千円未満の端数は合計した後に切り捨てます。1か月の限度額は10万円で、2か月合計で最大20万円の給付となります。 2019年1月1日から2021年12月31日までの開業者は、申請要領P3の「その他留意事項」等を参照してください。
1-14	事業収入の減少率はどのように計算するのか。	「(①2021年または2020年または2019年の基準月の月間事業収入－②2022年の対象月の月間事業収入)÷①×100」を%で表したものが減少率となります。減少率は小数点以下を切り捨てます。 ※減少率が20%未満または30%以上の場合、申請額は0円となります。
1-15	国の月次支援金や時短協力金と一緒に受給できるのか。	事業復活支援金、県の大規模集客施設時短協力金や各市町の時短協力金の対象事業者は、本支援金の給付はできません。

2.申請要件等

No.	質問	回答
2-1	法人の本社所在地は佐世保市にあるが、店舗は県外のみの場合、支援金の対象となるか。	本社が佐世保市内にあるため、その他の要件を満たせば対象となります。
2-2	法人の本社所在地は佐世保市外にあるが、店舗は佐世保市にある場合、支援金の対象となるか。	本社が佐世保市外にあるため対象となりません。
2-3	1月、2月、3月のうち1か月でも、20%以上30%未満で減少していれば、20万円もらえるのか。	本支援金は収入減少に応じて支給するため、額一律の支給ではありません。また、申請額は月ごとの申請額及び減少率から算定します。(例：1月の減少率は40%、2月の減少率は10%、3月に減少率は25%の場合、3月分のみが支給対象月となり、減少額に応じて最大10万円の申請となります)
2-4	売上高比較表の基準月の月間収入は、異なる年でもよいか。	比較する基準月の年が異なる申請はできません。同一年における基準月と比較していただくことになります。(例：基準月の月間事業収入を2019年1月と2021年3月とするのは不可)

No.	質問	回答
2-5	取引のある飲食店・遊興施設が、営業時間短縮要請に全期間協力していることが必要となるのか。	全期間、営業時間の短縮、酒類の提供自粛に協力していることが申請要件となります。 なお、協力要請については地域、期間、第三者認証の有無により取扱いが異なりますのでご注意ください。 <長崎市・佐世保市の飲食店等> ・1/21～2/13 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） ・2/14～2/20 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） ・2/21～3/6 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） または営業時間：午前5時から午後9時（酒類の提供は午後8時）まで <上記以外の飲食店等> ・1/28～2/13 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） ・2/14～2/20 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） ・2/21～3/6 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） または営業時間：午前5時から午後9時（酒類の提供は午後8時）まで
2-6	2019年～2021年に創業した事業者であるが、申請額はどのように参照するか？	2019年1月1日から2021年12月31日までに開業した者は、申請要領P3その他留意事項を参照ください。
2-7	令和4年1月に開業したが対象になるか。	令和4年1月1日以降に開業した事業者は対象となりません。
2-8	事業継承の場合、対象月の取扱はどのようになるのか。	事業承継した場合は、特例として以下のとおり申請額を算出します。 事業を以前行っていた者の2021年または2020年、2019年の月間事業収入 —事業承継を受けた者の2022年月間事業収入
2-9	飲食店で、時短要請協力金の対象だったが、協力しなかったので協力金はもらっていない。一方で事業収入は20%以上30%未満減っているがこの支援金の対象となるか。	時短要請協力金の対象となる事業者は、協力金を受給していなくても本給付金の対象にはなりません。
2-10	宿泊業、タクシードライバーは対象となるのか。	申請要領P1の申請要件を満たす場合、対象となります。
2-11	時短営業に協力した飲食店に不動産を賃貸しているが、家賃を減免して不動産収入が20%以上50%未満減った場合対象となるのか。	不動産賃貸を業として事業収入の申告をしている場合、対象となります。
2-12	趣味の家庭菜園で作った野菜を知人に安価で譲ってる。対象になるか。	対象になりません。支援金の対象は、事業を営む中小事業者です。なお、事業者であることを確認するため、申請時には確定申告書（写し）等が必要です。

3.提出書類等

No.	質問	回答
3-1	本社所在地（個人事業主の場合は住民票上の住所）と店舗の所在地、どちらを申請書に記入すればよいか。	申請書には、現在の本社所在地（個人事業主の場合は住民票上の住所）、2022年1月19日時点のもの、現在の店舗の所在地を記載する欄がありますのでご注意ください。なお、誓約書兼同意書には、現在の本社所在地（個人事業主の場合は住民票上の住所）を記入してください。
3-2	添付書類の確定申告書の写しについて、確定申告義務がない場合はどうすればよいか。	住民税申告書類の控えの写しを添付してください。「申請書類チェックシート」の③も参照ください。